

時間外労働に関する協定届
休日労働

様式第9号の3の5（第70条関係）

労働保険番号	11106121668000	都道府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	被一括事業場番号
法人番号	7030001018924						

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）				協定の有効期間			
一般労働者派遣事業		スクエアライン株式会社		(〒339-0057) 埼玉県さいたま市岩槻区本町 4-1-1 (電話番号：048-757-8232)				令和7年4月1日から一年間			
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数				1年(①については360時間まで、②については320時間まで)	
						1日		1箇月(①については45時間まで、②については42時間まで)		起算日 (年月日)	令和7年4月1日
						法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)
						8時間	8時間	45時間	45時間	360時間	360時間
						8時間	8時間	45時間	45時間	360時間	360時間
						8時間	8時間	45時間	45時間	360時間	360時間
	② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者										
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻		
	派遣先業務多忙の都度		事務職（派遣社員）	10名	派遣先シフトによる		1か月に4日		0:00~24:00の間で8時間		
	派遣先業務多忙の都度		物流・製造（派遣社員）	248名	派遣先シフトによる		1か月に4日		0:00~24:00の間で8時間		
	派遣先業務多忙の都度		トラックドライバー (派遣社員)	10名	派遣先シフトによる		1か月に4日		0:00~24:00の間で8時間		
	派遣先業務多忙の都度		営業職（一般社員）	8名	土日祝日		1か月に4日		0:00~24:00の間で8時間		
	派遣先業務多忙の都度		事務職（一般社員）	4名	土日祝日		1か月に4日		0:00~24:00の間で8時間		
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと（自動車の運転の業務に従事する労働者は除く。）。											

(チェックボックスに要チェック)



時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

様式第9号の3の5（第70条関係）

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。 ①については100時間未満に限る。)					1年 (時間外労働のみの時間数。 ①については720時間以内、②については 960時間以内に限る。)			
			延長することができる時間数		限度時間を超えて労働させることができる回数 (①については6回以内、②については任意。)	延長することができる時間数及び休日労働の時間数		限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	起算日 (年月日) 令和7年4月1日		延長することができる時間数		限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
			法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)		法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 (任意)		法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)			
① 下記②以外の者	大規模なクレーム・システム障害・機械トラブルへの対応	事務職、営業職 (一般社員)	12名	8時間	8時間	6回	90時間以下	90時間以下	25%	700時間	720時間	25%	
	ボーナス商戦に伴う業務繁忙	物流・製造 (派遣社員)	248名	8時間	8時間	6回	99時間以下	99時間以下	25%	720時間	720時間	25%	
② 自動車の運転の業務に従事する労働者	突発的、繁忙対応、事故渋滞による遅延等	トラックドライバー (派遣社員)	10名	8時間	8時間		99時間以下	99時間以下	25%	960時間	960時間	25%	
限度時間を超えて労働させる場合における手続		労働者代表に対する事前申入れ											
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置		⑨ (該当する番号)	(具体的内容) 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は労働者に産業医による保健指導を受けさせること。										
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと（自動車の運転の業務に従事する労働者は除く。）。													

(チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 令和7年3月10日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 営業部
氏名 中山 潤

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（投票による選挙）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

(チェックボックスに要チェック)

令和7年3月10日

使用者 職名 代表取締役
氏名 岸波 功

春日部 労働基準監督署長殿

